

# 原子力規制委員会における民間規格の活用について

平成30年6月6日  
原子力規制委員会

## 1. はじめに

- (1) 許認可申請図書において引用される日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会（以下「3学協会」という。）等の民間規格について、性能規定化された規制要求に対する容認可能な実施方法としてあらかじめ評価しておくことは、効率的な審査の実施に資すると考えられる。
- (2) 3学協会規格を含む民間規格を原子力規制委員会の定める規則解釈又は審査基準等で行政手続法第5条に規定する審査基準に該当するもの（以下「規則解釈等」という。）に引用しようとする場合には、その策定プロセス等によらず、規定内容が技術的に妥当であるかという観点から、原子力規制委員会として技術評価を行う。
- (3) なお、「原子力規制委員会における民間規格の活用について」（平成26年11月12日原子力規制委員会）は廃止する。

## 2. 3学協会規格の技術評価のための仕組み

### (1) 計画的な技術評価の実施

- ① 3学協会規格の策定動向について情報収集し、規則解釈等を満たす仕様規格として、被規制者からの申請において使用が見込まれる3学協会規格の存否を、原子力規制庁において検討する。
- ② 規則解釈等において引用している3学協会規格については、その改訂動向について情報収集し、3学協会の意見を参考に、規則解釈等の改訂が必要となるものの存否を原子力規制庁において検討する。
- ③ 被規制者から、意見（技術評価を希望する3学協会規格）を聴取する。
- ④ 以上に加え、原子力規制庁の規制執行部局の意向を踏まえ、個々の規格の重要度を勘案し、技術評価及び規則解釈等に引用する3学協会規格として優先度の高いものについて、計画的に技術評価を実施する。
- ⑤ 技術評価の実施に係る計画は、原子力規制委員会に報告し、その承認を受ける。
- ⑥ 技術評価を行うに当たっては、以下について3学協会に対応を求める。

イ) 技術的な妥当性評価に必要となる以下の資料の提出

- a. 技術評価を行う上で必要となる技術的根拠（規格検討に用いたデータ等を含む。）
- b. 規格に規定する要求事項を決定した際の判断理由（少数意見も含む議論の内容がわかる資料を含む。）

ロ) 規格の制定後に当該規格の改廃又は訂正につながるような技術的内容に関する疑義が生じた場合の原子力規制委員会への速やかな通知

(2) 技術評価の体制の構築

① 3学協会規格（新たに策定されるもの、改訂版及び追補版）の技術評価は、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員（以下「職員」という。）及び技術支援機関職員による検討チームにおいて実施する。必要な場合には、3学協会規格策定に関与していない外部有識者の参加を得る。

② 技術評価プロセスは以下のとおりとする。

イ) 検討チームにおいて、評価対象とする3学協会規格の技術評価書案及び3学協会規格を引用する規則解釈等文書案を作成する。

ロ) その過程において、必要に応じ、3学協会における規格策定のための会合（以下「規格策定委員会」という。）に対し評価対象とする3学協会規格の技術的根拠等に係る説明を要請する。

ハ) 検討チームの会合は、公開とする。

ニ) 技術評価書案及び規則解釈等文書案に対しては、パブリックコメントを実施する。

ホ) 原子力規制委員会において、技術評価書及び規則解釈等を決定する。

(3) 3学協会規格の誤りの訂正への対応

① 規則解釈等において引用している3学協会規格の誤りを3学協会が訂正した場合は、原子力規制庁は3学協会から報告を受け、要求内容の変更の有無を確認する。

② 要求内容の変更を伴わない軽微な訂正であるときは、誤りが訂正された後の3学協会規格を引用することが明確となるよう、規則解釈等を改正する。

③ 要求内容の変更を伴う訂正であるときは、原子力規制委員会においてその訂正について評価し、必要な場合には規則解釈等の改正を、パブリックコメントを実施した上で行う。

#### (4) 職員の規格策定委員会への参加のあり方

職員の規格策定委員会への参加は、将来における技術評価を円滑に行うことに資することを踏まえ、以下の考えのもと実施することとする。

これに際し、透明性確保の観点から、職員が規格策定委員会に参加する場合は、配布資料及び議事の録音等を原子力規制庁と共有することを条件とする。

なお、職員は、中立性及び公平性を保ち、学協会の独立性を妨げることがないように留意する。

##### ① 参加の対象

技術評価の対象となる可能性のある3学協会規格の規格策定委員会とする。

##### ② 職員の立場

職員は、専門家として情報（職員の専門性に基づく技術的事項。例えば、具体的データなど技術的根拠が不足している部分、技術的議論が十分でないと思われる部分、当該規格に関する最新知見）を提供する立場とし、規格策定を行う委員ではない（発言はできるが議決権はない）ものとする。

##### ③ 参加のあり方

職員は、規格策定委員会の議論に参加するが、メール等規格策定委員会の議事の録音等に残らないような意見表明は行わない。

##### ④ 原子力規制委員会との関係

原子力規制委員会は、規格策定委員会における職員の発言の内容とは独立に技術評価を行い、当該規格の規則解釈等への引用の可否の最終判断を行う。